

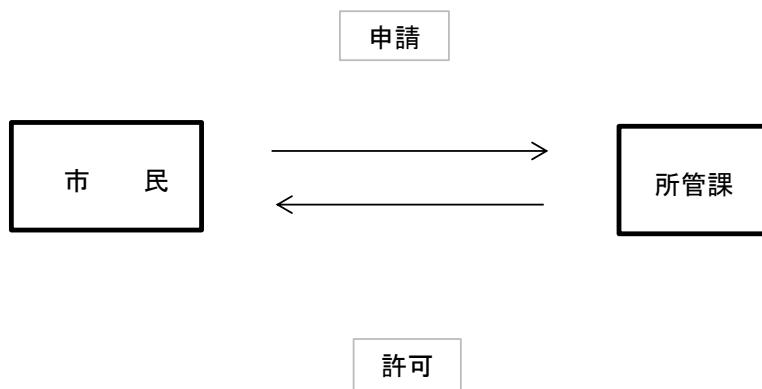
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 2

処 分 名	公共下水道の排水施設への物件設置(接続以外)の許可	
処 分 の 概 要	公共下水道管理者以外の者が、公共下水道の排水施設に物件を設置することについて許可するもの。ただし公共下水道に接続する場合を除く。	
根 拠 法 令 名	下水道法(昭和33年法律第79号)	
条 項	第24条第1項	
所 管 課	下水道管理課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	2週間程度	
標準処理期間	計	2週間程度
審査基準	下水道法24条2項	
<p>【根拠法令等】</p> <p>下水道法 第24条 次に掲げる行為(政令で定める軽微な行為を除く。)をしようとする者は、条例で定めるところにより、公共下水道管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項の変更(条例で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときも、同様とする。 一 公共下水道の排水施設の開渠(きよ)である構造の部分に固着し、若しくは突出し、又はこれを横断し、若しくは縦断して施設又は工作物その他の物件を設けること(第十条第一項の規定により排水設備を当該部分に固着して設ける場合を除く。) 二 公共下水道の排水施設の開渠(きよ)である構造の部分の地下に施設又は工作物その他の物件を設けること。 三 公共下水道の排水施設の暗渠(きよ)である構造の部分に固着して排水施設を設けること(第十条第一項の規定により排水設備を設ける場合を除く。)</p> <p>松山市下水道条例 第35条 法第24条第1項の許可を受けようとする者は、管理者に申請書を提出してその許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。